

2022年2月14日

日本生協連組織推進本部

<福祉事業連帯強化Q&A Vol. 2>

福祉事業連帯強化に関する「Q&A Vol.2」を発信いたします。皆様より頂いているご質問内容に対しては、引き続き「Q&A」発信して共有して参ります。

Q1：新たな事業連帯法人への設立参加に係る情報はいつ頃からいただけるのでしょうか。

A1：3月9日（水）の日本生協連理事会で法人設立方針を承認いただいた後、即時すすめてまいります。まず、事業連帯強化検討委員会の委員生協および生協を母体とした社会福祉法人へご案内します。新法人設立のための「準備会」を設置した後、3月末に全国の会員生協の皆様向けに設立参加の呼び掛けを発信する予定です。

Q2：新たな事業連帯法人へ設立参加するにあたり「生協10の基本ケア」の導入（チャレンジ宣言）は必須の条件となるのでしょうか。

A2：新たな事業連帯法人への設立参加にあたって「生協10の基本ケア」の導

入（チャレンジ宣言）は必須条件ではありません。ただし、新たな事業連帯法人では「生協10の基本ケア」のブランド化を重要テーマに掲げており、積極的に導入（チャレンジ宣言）を図っていただきたいと考えています。また、協同事業として取り組む「生協10の基本ケア」に係る教育研修企画の受講やプロモーション等の利用については、導入（チャレンジ宣言）を条件とさせていただきます。

Q3：新たな事業連帯法人で取り組まれる事業内容はどのようなものでしょうか。

A3：事業連帯強化検討委員会等で検討してきた協同事業の案については、添付の資料をご覧ください。具体的には3月に設置する「法人設立準備会」で協議・確定していきます。